

意見提出手続

平成26年2月14日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）」に対する
意見等の募集について

「平和通買物公園」は、市民や観光客に親しまれている本市を代表する通りではありますが、ここには多くの自転車が放置され、歩行者の通行や景観を阻害し、イベント等開催時の支障となり、さらには災害時等の緊急車両の通行の支障となることも懸念される状況にあります。

旭川市では、こうした状況の解消を目指して駐輪場の整備や自転車利用マナーの啓発等を行うとともに、放置自転車対策検討懇談会を設置し、自転車の放置を禁止する区域の設定などの施策について、関係者と実施に向けた検討を行い、自転車の放置を禁止等する区域の設定範囲の案や放置自転車の撤去等を定める条例の骨子案を策定しましたので、お知らせいたします。

つきましては、買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成26年2月14日（金）から平成26年3月14日（金）まで

2 意見募集のテーマ

「買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先及びお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 第三庁舎2階

旭川市 土木部 土木管理課 道路占用係

電話：（0166）25-5375 FAX：（0166）24-7010

電子メール：dobokukanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙の『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を御記入の上、次により提出してください。

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) その他
 - 各支所、及び各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただいても結構です。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称「買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に係る書類は、土木管理課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所及び各公民館で配布する予定です。また、本市ホームページでもお知らせします。

(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>)

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）